

# 公益財団法人サンベルクス眞澄財団助成金 (仏像等復元事業) 交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人サンベルクス眞澄財団（以下「サンベルクス眞澄財団」という。）が行う助成金（仏像等復元事業）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象)

第2条 仏教・神道における仏像、歴史的工芸品、建物の彫刻等の傷みが激しいため、復元を考えている社寺仏閣、博物館等を助成の対象とする。但し、定められた助成期間（一年間）に開始される復元作業とし、複数年にわたる場合も可とする。

2. 復元規模によっては、助成が終了した後でも、審議を経て認められた場合、再度助成を受けることが可能である。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、1件につき250,000円以内とする。

2. 助成金は返還を要しない。ただし、偽りの申し出により助成金の交付を受けたとき、虚偽の報告を行ったとき、又は正当な理由なく、復元作業の中止もしくは大幅な変更がなされたときは、助成金の一部もしくは全額の返還を求めることがある。

(募集方法)

第4条 ホームページで公募をした上で所定の選考を行う。

(助成金の申請手続)

第5条 助成金を受けようとする者は、サンベルクス眞澄財団所定の助成金交付申請書に必要事項を記入のうえ、申請しなければならない。

2. 選考中に申請内容に関する質問、あるいは追加の資料の提出を求めることがある。

(判定基準)

第6条 助成対象の判定基準は、次のとおりとする。

- (1) 助成の対象となる活動の目的が適切であって、かつ、その実施が確実である
- (2) 助成金の使途が適正である
- (3) その他助成の目的を有効に達成できる見込みがある

(選考の方法)

第7条 選考委員会が助成対象者を選考する。

但し、応募者が多数の場合は、第一次選考として書類選考を行い、その後、第二次選考で選考委員会に諮るものとする。

(助成対象者の決定及び通知)

第8条 助成対象者は、前条の規定により公募し、申請のあった者のうちから選考委員会の選考を経て理事会が決定する。

2. 前項の規定により助成対象者を決定したときは、直ちに文書にて各申請者に通知するものとする。

(助成金の給与方法)

第9条 助成金は、助成対象者に口座振込払により一括して交付する。

(助成対象者の報告義務)

第10条 助成対象者は、助成を受けた時から助成対象とする復元作業が終了に至るまで、年度終了後2か月以内に、作業の状況をサンベルクス眞澄財団へ報告しなければならない。

2. 助成対象者は、その復元作業を変更中止した時は、直ちにサンベルクス眞澄財団に報告しなければならない。

(その他)

第11条 この規程に定めるものの外、助成金の給与に関し必要な事項はサンベルクス眞澄財団の理事長が定める。

付 則

この規程は、公益財団法人サンベルクス眞澄財団の設立日から施行する。